

はじめに

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、不登校や生命に関わる重大事態を引き起こす背景ともなる深刻な問題です。

文部科学省は「いじめの防止等のための基本的な方針」の中で、「いじめの問題への対応は学校における最重要課題」と位置づけ、「いじめ問題は心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題」としています。

本市においては、平成28年9月、いじめを起因として生徒が自死に至るという重大事態が発生し、同年11月に設置した「いじめ問題対策委員会（第三者委員会）」による調査報告書には、いじめの問題に適切に対応するための方向性が提言として示されました。本市としては、この提言を確実に実行するための方策として、全市的な「いじめ防止対策改善基本5か年計画」を策定するとともに、各学校は、5か年計画に基づいた「いじめ防止対策改善プログラム」を策定し、平成30年4月から令和5年3月まで実行しました。

国立教育政策研究所による追跡調査では、「いじめは良くない」とほとんどの児童生徒が分かっているにも関わらず、9割の子供がいじめた経験を持っているという調査結果もあります。このことを踏まえ、いじめ防止対策にあたっては、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、積極的にいじめを認知する必要があります。そして、いじめに関する情報は、一人の教職員が抱え込むことなく学校全体で共有し、「チーム学校」として組織的に対応することが重要です。

このたび、令和6年8月改定の国のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づき、本マニュアルを改訂し、「いじめについての基本的な認識」や、「いじめの未然防止・早期発見の対策」「いじめ対応の基本的な流れ」「いじめの見のがしゼロ」について明記しました。

「児童の権利に関する条約」の趣旨である「生きる」「守られる」「育つ」「学ぶ」「参加する」に則り、こどもの人権を尊重し、その確保を目指すとともに「いじめをしない させない ゆるさない！」学級・学校づくりに向け、本マニュアルの活用が、さらなるいじめの未然防止や早期発見・早期対応につながることを願っています。

令和7年4月

いじめについての基本的な認識

1 いじめとは

ささいな兆候も、積極的にいじめを認知する

(1) 定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第2条」

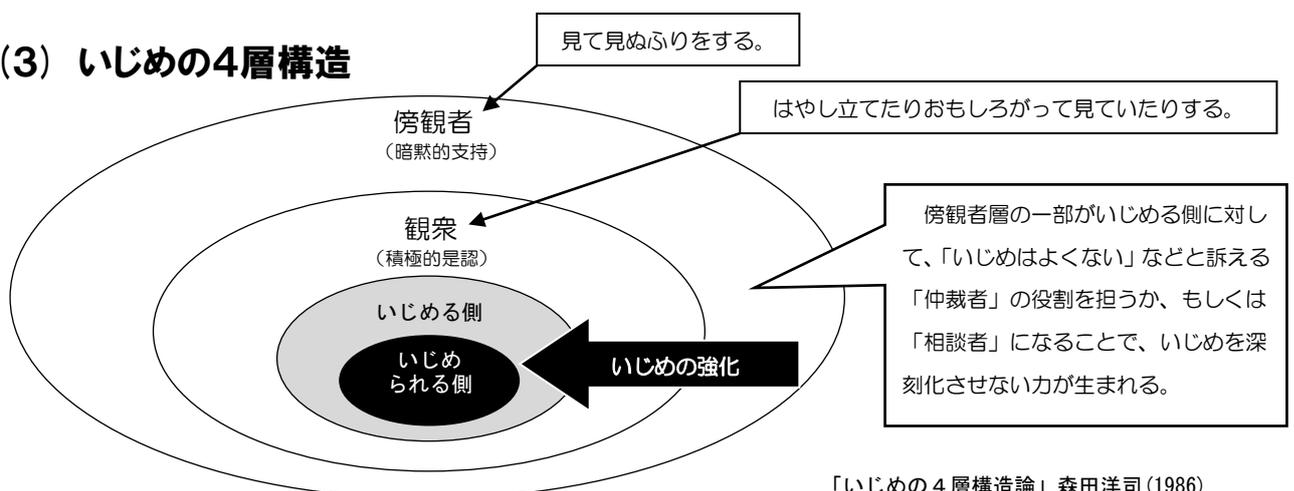
- いじめられている児童生徒の主観を重視した定義である。
- 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策委員会等の校内組織を活用して行う。また、いじめのうち犯罪行為に該当するものや児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるものについては、いじめられた児童生徒の意向を配慮のうえ、時機を逸することなく警察に相談・通報する。
- いじめはほんの些細なことから予期せぬ方向に推移し、重大事態に至ることがあるため、重大事態に至る疑いが生じた際には、速やかに教育委員会に報告する。

(2) 様々ないじめ

＜いじめの具体的な態様＞

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 故意、あるいは意図的にぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ インターネットやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめの4層構造

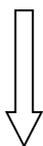


「いじめの4層構造論」森田洋司(1986)

(4) いじめの3段階

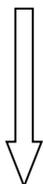
いじめが深刻化していくプロセスとして、「いじめの3段階」がある

第1段階「孤立化」



いじめる側は、陰口やからかい、無視などにより、いじめられる側に1人の味方もいないという孤独感を味わわせることにより、いじめられる側を支配し、相手を言いなりにさせる。

第2段階「無力化」



「反撃は一切無効だ」と思い知らせ、観念させる。反撃に出れば、時には暴力を与え、だれも味方にならないことを繰り返し味わわせる。特に、大人にいじめを訴えることは「卑怯で情けないこと」という価値観で追い込む。それでも微細なサインを出し続けるが、気づかれにくい。

第3段階「透明化」

孤立無援で反撃も脱出もできない自分がほとんど嫌になり、誇りを少しずつ失っていく。そして、この関係が永遠に続くと感じてしまう。ここまでくると、大人や教員が観察によっていじめに気づくことは困難になり、見えにくくなる。

「いじめの政治学」中井久夫(1997)

(5) スクールカースト

いじめを生まない集団づくりをするために、「スクールカースト」を知ったうえで児童生徒に関わる。

児童生徒のタイプを、

- ・自己主張力＝自分の意見をしっかり主張できるか
- ・共感力＝相手の気持ちが汲み取れるか
- ・同調力＝場の空気が読めるか

の3要素から分類し、タイプによって集団内の役割が決まってくるという理論。リーダーから、いじめられやすいタイプまで、8タイプに分類され、集団内で、そのタイプの役割を演じているとされている。

コミュニケーション能力と いじめ被害リスク				同調力	
				高い	低い
自己 主張 力	高い	共 感 力	高い	スーパーリーダー	孤高派タイプ
			低い	うるさいリーダー いじめ首謀者候補	自己中タイプ 被害リスク大
	低い	共 感 力	高い	人望あるサブリーダー	いい奴タイプ 被害リスク中
			低い	お調子者、いじられキャラ いじめ同調者候補	何を考えているかわからないタイプ 被害リスク大

「スクールカーストの正体」堀 裕嗣(2015)

実際には、複合的な要素をもつ児童生徒もいるため、単純に分類できるものではないが、こうした分類があることを知ったうえで学級経営等に取り組むことが、いじめを認知する手立てにつながる。

(6) いじめの傾向

早期発見、早期対応により、いじめが深刻化しないようにする

- インターネット上のいじめが多発
(SNS を介したインターネット上の誹謗中傷・仲間外し・無視、動画共有サイトを使った画像の流出など)
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめが増加
(脅迫罪、名誉棄損罪、侮辱罪、強要罪、暴行罪、傷害罪、恐喝罪、窃盗罪、器物破損罪、強制わいせつ罪、公表罪など)
- 重大事態に至るいじめが発生
(生命、心身又は財産に重大な被害、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる)
- いじめの複雑化・多様化・潜在化
(SNS で仲間に入れながら、突然関係性が切られるなど)

(7) いじめの背景

- 心の通う対人関係をつくる経験の乏しさ
- 道徳心や集団のルール・マナーなどの欠如
- 命や人権を尊重した豊かな心の未成熟
- 違いを認め合う共生感の希薄化

(8) いじめの衝動を発生させる原因

- 心理的ストレス（過度のストレスを弱い者への攻撃によって解消しようとする）
- 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級・ホームルーム集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）
- ねたみや嫉妬感情
- 遊び感覚やふざけ意識
- 金銭などを得たいという意識
- いじめの被害者となることへの回避感情

2 いじめに関する基本的な考え方

(1) いじめの基本認識

- いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、生命、身体に重大な危険が生じる。
- いじめは、その態様により、脅迫罪、名誉棄損罪、侮辱罪、強要罪、暴行罪、傷害罪、恐喝罪、窃盗罪、器物破損罪、強制わいせつ罪、公表罪などの刑罰法規に抵触する。
- いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から、仲裁者もしくは相談者への転換を促すことが重要である。

(2) いじめ対応の基本的な在り方(重点事項)

- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査をした上でいじめに当たるか否かを判断する。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。
- いじめが解消している状態とは、
 - ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している。
 - ② 被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）。という二つの要件を満たされていることを指す。
- 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第23条第1項*に違反し得ることから、教職員間での情報共有を徹底する。
- 学校は、いじめ防止の取組内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、児童生徒や保護者に対して年度当初や入学時に必ず説明する。

*学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに関する相談を受けた場合において、いじめの事案があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

(3) いじめ対応の基本姿勢

「学校いじめ防止基本方針」に基づいた対応をする。

- アンテナを高くし、児童生徒の発するSOSのサインを見逃さない。

「いじめの芽」や「いじめの兆候」それも「いじめ」です

いじめの認知件数が多い学校は、教職員の目が行き届いていることの証です。いじめを正確に認知し、しっかりと対応していくことが大切です。
いじめを見落とさないためにも、「芽」や「兆候」について、定義に従いいじめと認知してください。

- いじめられている児童生徒の立場で、親身になって指導を行う。

いじめられている児童生徒は、なぜ「いじめられている」と言えないのか？

「一人ぼっちになりたくない」
「みんなに知られたら更にみじめになる」
「親に余計な心配をかけたくない」
「大人に話すともっとひどくなる」
「自分が弱い人間だと思われたくない」
「仕返しが怖い」
「自分が悪いのではないか」

一方で、
『でも気づいて欲しい』という
相反する思いが心の底にあります。

児童生徒の発する小さなサインに気づいたり受け止めたりできるように、日頃から相談しやすい関係づくりをする。

- 問題を直視し、事実を見逃さない。
- 根気強く継続的な対応を心がけるとともに、問題の背景にも目を向ける。
- 学校・家庭・地域及び関係機関が、連携協力して対応にあたる。

(4) いじめの解消・特に配慮を要する対応

① いじめの解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。組織的に見守り、いじめられた児童生徒が安心して登校できるようにする。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

○ いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

○ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

② 特に配慮を要する対応

特に配慮が必要な児童生徒については、以下の点に留意して対応する。

- 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性同一性障害や性的指向・性自認等に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認等について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- 震災等の災害による被災や避難、感染症等に本人や家族が罹患している児童生徒につ

いては、児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

いじめの未然防止・早期発見の対策

1 未然防止に向けて

いじめはいじめる側といじめられる側という二者関係だけで生じるものではありません。「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与える「傍観者」の存在によって成り立ちます。

いじめを防ぐには、「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるかどうかポイントになります。

「いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

(1) 居場所づくり

教職員が「居場所」をつくる

- 欲求不満、ストレスをうっ積させることのない楽しい学級・学校づくりに取り組み、児童生徒が安心できる場所にする。
- 日々の授業や行事等において、すべての児童生徒が活躍できる場を設定し、学校生活の中で充実感が得られるようにする。
- 児童生徒に、「大切にされている」「認められている」という存在感を味わわせる。
- 生命や人権尊重の精神を根底に置き、暴力を許さず、いじめのない集団づくりをする。
- 児童生徒が、主体的に「絆づくり」ができるような「場」や「機会」を設定する。
- 違いを認め合うことができるよう、共生感覚を養う。

(2) 絆づくり

児童生徒が「絆」をつくる

- 教師や友人との心の結び付きや信頼感の中で主体的な学びを進め、共同の活動を通して社会性を身に付けさせる。
- 学級集団における感動体験を通して、心の結び付きを深めさせる。
- 日常生活の中で、児童生徒が互いに相手を共感することによる「共感的人間関係」を構築させる。

(3) 自己有用感を育む

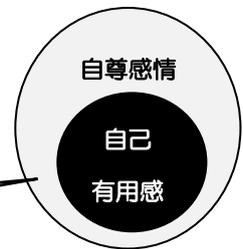
- 「人の役に立った」「人から感謝された」「人から認められた」という自己有用感を育む場面を設定する。
- 児童生徒自身に、目標や工夫する点、努力する点などを考えさせ、その基準に沿ってどこまで達成できたのかを評価し認めることによって自己有用感を高めさせる。

<自信を持続させるために・・・>

- ・ 「褒めて（自信をもたせて）育てる」という発想から、さらに「認められて（自信をもって）育つ」という発想により、児童生徒

の自信を持続させる。
＜他者からの評価が「自己有用感」に・・・＞

- ・ 自分に対する他者からの評価やまなざしを強く感じることで「自己有用感」を高めることができる。



「自己有用感」に裏付けられた「自尊感情」が大切

(4) 児童会・生徒会・学園会活動の活性化

- 児童生徒自らによる「いじめ追放」「心の絆づくり」運動を推進する。
- 「いじめは自分たちの問題」として認識させる。
- 意見箱の設置や「心の絆宣言」等の全校的な取組を図る。
- 「いじめ防止啓発月間」（9月）を活用し、児童生徒の主体的な取組を推進する。

(5) 豊かな心を育てる教育活動の推進

- 人権感覚を養うとともに、社会性や豊かな人間性をはぐくむ教育を推進する。
- 道徳教育、人権教育の充実を図る。
- インターネット上のいじめなどの対策を進め、情報モラル教育の充実を図る。

(6) 教職員の姿勢

誰もが気軽に相談できる職場環境にする

- 児童生徒との人間的なふれあいや、児童生徒と共に歩む姿勢を大切にする。
- 愛情をもち、児童生徒一人一人を大切にする。
- 児童生徒の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取る。
- 不安や悩みに目を向け、児童生徒の内面への共感的理解を図る。
- 一人一人の教職員による、多面的な児童生徒理解を促進する。
- 教職員間で相談・協力できる風通しの良い職場環境を整える。

＜児童生徒との関わりについて＞ ～相談しやすい教職員であるために～

いじめの未然防止、早期発見のためには、普段からの児童生徒との関わりが大切です。

児童生徒との信頼関係を築く	(普段からの声かけ、寄り添った対応 など)
児童生徒が相談しやすい環境をつくる	(話しかけやすい接し方、話しかけやすい機会 など)
児童生徒とふれあう時間を大切にする	(休み時間、清掃時間、学級活動、学校行事 など)
児童生徒の友人関係を把握する	(情報の共有、教育相談、各種アンケート など)
児童生徒の様子を観察し、変化を見逃さない	(「違和感」の察知 など)
児童生徒の変化に気づいたら過小評価をしない	(複数の目で判断、組織的な対応 など)

(7) 保護者、地域との連携

学校が、いじめ通報の窓口になる

- 保護者や地域からの積極的な情報収集に努める。
- PTAの各種会議や保護者会等において、いじめ防止対策に関する情報を提供する。
- 「学校いじめ防止基本方針」「いじめ防止対策プログラム」の内容は、学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民等が確認できるようにする。

(8) 学校はいじめ防止対策の改善

- 「学校いじめ防止基本方針」「いじめ防止対策プログラム」に基づいた学校のいじめ防止対策に係る取組状況及び成果や課題について、個々の教職員が振り返るとともに、学校におけるいじめ防止対策を、より効果的なものにするための改善を図る。また、学校評価の中に位置づける。

2 早期発見に向けて

いじめは、目に見えない「雰囲気」「空気感」のようなものとして現れる。また、いじめは教職員の見えないところで行われることが多いということを念頭において対応する。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整える。

※教職員の見えないところ ⇒ 教職員のいない教室、トイレ、体育館、登下校時など

(1) 児童生徒の変化を敏感に察知

普段と違った様子や行動に気をつける

- 教職員全員が連携協力して、情報の共有化を図る。
- 複数の教職員による状況の見立てを行い、いじめを積極的に認知する。
- 児童生徒と共に過ごす機会を積極的に設け、安心感を与えるとともに信頼関係を構築する。
- 児童生徒の様子に目を配り、小さな変化を見逃さないようにする。
- 教職員と児童生徒、児童生徒同士の絆づくりに努める。
- いじめ等のサインを送っている児童生徒に対して、親身になって話を聴き、支える。
- 定期的または必要に応じて個人面談や家庭訪問を実施する。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、心理的、福祉的な視点による児童生徒への支援を行う。
- 「学校生活に関するアンケート」や「心の相談アンケート」の実施により、多角的に情報を収集する。
- PTA や地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設ける。

(2) 「学校生活に関するアンケート(アセス)」の活用

- アセス推進担当教員（主幹教諭等）をリーダーとし、アンケートの実施から支援策までを確実に実施する。
- アンケートの結果（「学級内分布票検討シート」「個人支援方策検討シート」）をもとに、学年検討会、学年を越えたケース会議等を実施する。
- 要支援領域（要支援レベル1を中心に）に位置する児童生徒については、再度、回答用紙（ローデータ）の項目に立ち返ることにより、具体的な内容を確認するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を入れた組織的な支援を実施する。その際、支援の経過・結果等について情報を共有する。
- 要支援領域の児童生徒への対応について、市教育委員会に報告をする。

<児童生徒の実態把握>

- ・ 「教職員の観察、客観的なデータ」＋「学校適応感を総合的に測定した結果」により実態を把握する。

(3) 「心の相談アンケート」を活用した教育相談の実施

- 教育相談コーディネーターが中心となって、教育相談方針の決定と共通理解を図る。
- 児童生徒が回答した内容をもとに、全児童生徒を対象とした教育相談を実施し、いじめの早期発見・早期対応及びいじめの抑止につなげる。

- カウンセリングマインドによる教育相談を実施する。
- 実施後、複数の教職員で共有のうえ、必要に応じて、学年検討会、学年を越えたケース会議等を実施する。
- 支援が必要な児童生徒に対しては、学級担任が一人で抱え込まず、組織的な対応をする。

(4) 自殺予防教育の推進

- 悩んだ時に一人で抱え込むのではなく、児童生徒自らの相談行動に結びつけるようにする。
- 児童生徒が、友だちのSOSのサインに気づいたとき、「きょうしつ」をキーワードに行動することができるようにする。

友だちのSOSに気づいたら・・・

き…気づいて よ…寄りそい（よく聴き） う…受けとめて し…信頼できる大人に つ…伝えよう

阪中 順子(2018)

- こどものSOSのサインに気づいたとき、「TALKの原則」に基づいた適切な対応をする。

こどものSOSサインに気づいたら・・・

<TALKの原則：心の危機が迫っていると思われるこどもへの対応の原則>

Tell	はっきりと言葉に出して「心配している」ことを伝える。
Ask	もし自殺をほのめかしたら「どんなときに死にたいと思うの？」と率直に聞く。
Listen	話をさげすまずに「ゆっくり」聴く。こどもの気持ちを一生懸命に受け止める。
Keep safe	「ひとりにしない」など、こどもの安全を確保して専門家に相談する。

高橋 祥友 訳(2008)

- 自殺予防啓発チラシ等の配布により、保護者との連携を図る。

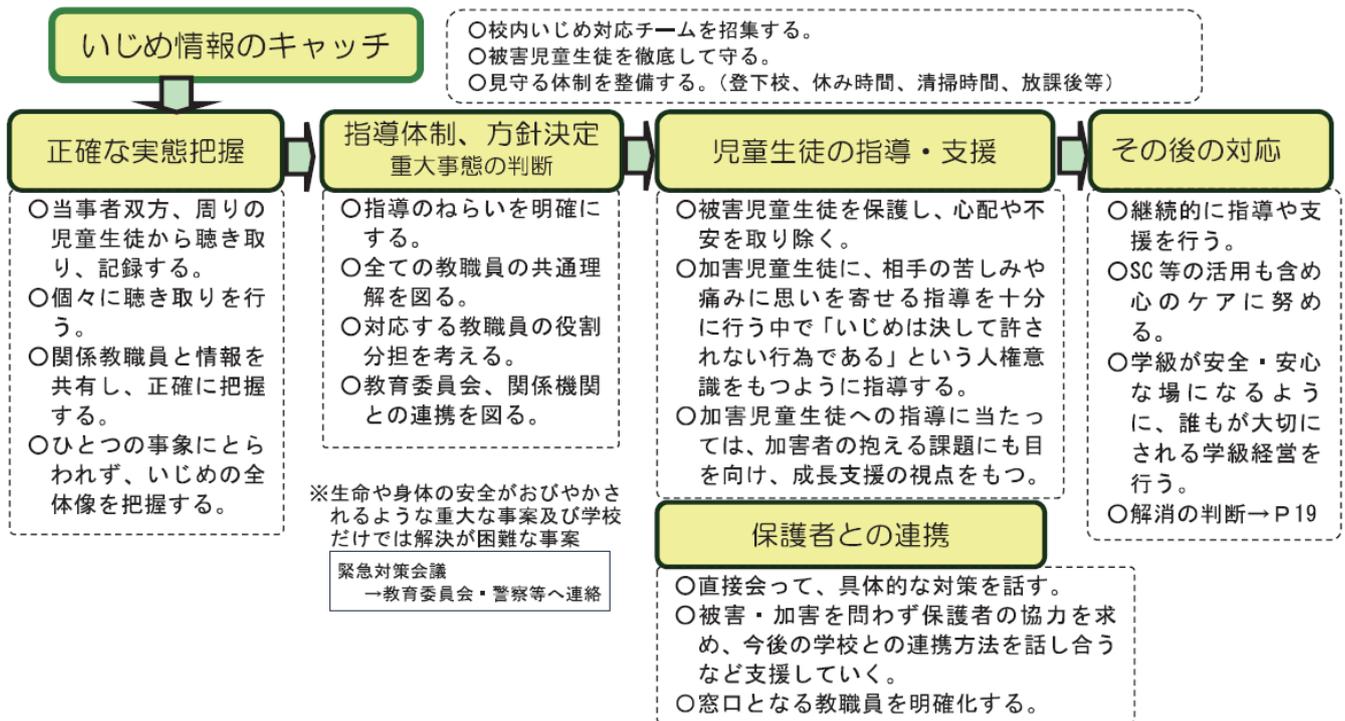
(5) 教職員の資質能力向上

- 教職員の資質能力向上を図るために、具体的な事例を取り入れるなどいじめの問題に関する校内研修を実施する。
- 全教職員が相互に自身の意見や考えを述べ合い、いじめの本質や、いじめられていることを告白することがいかに難しいか、いじめる側にもケアが必要な児童生徒がいることなどについて認識を深める。
- 「アセスに関する研修」の内容や「アセス・ハンドブック」を活用し、アセス推進担当教員による校内研修を実施する。
- スクールカウンセラーによる校内研修を実施し、教職員のカウンセリングマインド向上を図る。

(6) 保護者との連携

- 連絡帳、生活ノート、学級通信、学年通信等を活用し、保護者との連携を密にした支援を行う。また、コメントのやり取り等により保護者との信頼関係を構築する。

いじめ対応の基本的な流れ



兵庫県いじめ対応マニュアル（改訂版）より

1 いじめられている児童生徒・保護者への対応

特定の教職員がいじめ問題を抱え込まず、「チーム学校」として組織的に対応する。

(1) 児童生徒への対応

- 児童生徒が、自ら訴えた、あるいは自分の言葉で話したことを受け止め、全力でいじめから守ることを約束し、安心感をもたせる。
- いじめられた内容（4W1H：いつ、どこで、だれが、なにを、どのように）やつらい思いをじっくりと親身になって聴くことで、心の安定を図るとともに、いじめられた児童生徒の心に寄り添って解決を図ろうとする姿勢を示す。その際、当該児童生徒の言葉を疑ったり、否定したりしてはいけない。（「いじめ対策委員会」で組織的に判断する。）
- 嫌なことをされたときの対処法を一緒に考える。
- いじめで受けた心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラー等と連携して心のケアを行う。

(2) 保護者への対応

- 家族で一緒に過ごし、気持ちがなごむ時間をつくることを提案する。
- こどもの言動の変化、精神的な落ち込みや情緒的な不安定等がないかを、注意深く観察するよう伝える。
- こどもと話をする機会を多くもち、学校や登下校の様子等をさりげなく聴き、悩みを受け止めるよう伝える。
- 家庭訪問等を通して、正確な事実と解決に向け全力を尽くすことを伝え、些細なことでも学級担任等への連絡、相談をするよう依頼する。

- 保護者の不安な気持ちを共感的に受け止め、今後の指導方針を伝え、対応について協議するとともに適時、適切な方法で経過報告をする。

2 いじめている児童生徒・保護者への対応

(1) 児童生徒への対応

- いじめの認識がない場合は、まず本人の不満や気持ちをよく聴く姿勢でかかわる。
- 「いじめは絶対に許さない」ということをはっきり告げる。
- 背景に注目しつつ、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、いじめられている児童生徒の気持ちに着目させ、いじめることが相手の気持ちをどれだけ傷つけ、苦しめているのかということに気づかせる。また、毅然とした対応や指導により、いじめが重大な人権侵害行為であることに気づかせる。
- いじめている児童生徒の不満や充足感が味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目標を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。

(2) 保護者への対応

- いじめの事実を正確に伝え、いじめられているこどもとその保護者のつらく悲しい気持ちに気づかせるとともに、今後の学校の取組について理解を求める。
- いじめている側・いじめられている側ともに健やかに成長できるよう協力を要請する。
- いじめているこどもの背景に、家庭の要因等が影響していることがあるため、スクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、必要に応じてスクールサポートチームや家庭支援課、中央こども家庭センター等と連携する。

3 周囲の児童生徒への対応

(1) 児童生徒への対応

- 教職員は「いじめを断固許さない」という姿勢を示す。
- 見て見ぬふりをするのは、いじめを助長することであることに気づかせる。
- いじめは良くないという思いを抱きながらも、自身が標的にされてしまうのではないかと不安感や恐怖心に負けてしまっていることがあるため「みんなで一丸となって立ち向かえば、いじめは止められる。」ということ強く伝える。
- いじめを発見したら、先生や友だちにすぐ知らせることが大切であることを認識させる。
- まわりの大人に相談をかけることは、告げ口ではなく、人権を守り生命を救う第一歩であることを認識させる。
- 一人一人がかげがえのない存在として尊重されていることを理解させるとともに、児童生徒が温かい人間関係を築くことができるようにする。

4 学校としての組織的な対応

(1) 「いじめ防止対策プログラム」に基づく組織による実践

- 「いじめ防止対策プログラム」に基づいた組織的で迅速な対応をする。
- PDCA サイクルにより、学期毎にいじめ防止対策の検証を行う。
- 「いじめ防止対策プログラム」は、年度ごとに検証・改善する。

(2) いじめ対策委員会

一人の教職員が「大丈夫」と即断せずに「組織」で対応する

「いじめ対策委員会」を中心に、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

委員は、学校の実情に応じて編成し、いじめ対策に特化した役割を明確にする。

○「複数の教職員」による構成

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動（クラブ活動）指導に関わる教職員、教育相談コーディネーター、メンタルサポーター など

○「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」の参画

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー など

※ 教職員から集まってきた情報を整理するために、委員の中に「集約担当」を置く。

- 「いじめ対策委員会」を、いじめ問題の取組に当たる中核組織とする。
- 「いじめ防止対策プログラム」に基づいた、いじめ防止等の取組の実施及び検証・改善を行う。
- 集約担当が、いじめに係る情報の集約と記録を行い、それらを「いじめ対策委員会」で共有する。
- いじめの情報等があった際は、緊急に臨時会議を開いて対応する。
- 重大事態にあたっては、速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。



(3) 管理職

- 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、適切に対応する。
- 聴き取り調査及び実態調査を実施する。
- 「いじめ対策委員会」を定期的開催する。
- 教育委員会をはじめ関係機関との連携を図る。
- 学校の状況のアセスメントを行い、課題を明らかにする。

(4) 学級担任

- 正確な事実を把握する。
- 該当の児童生徒や関係した児童生徒の言い分を聴き取り、記録をとる。
- 家庭への連絡を適宜適切に行う。（できるだけ会って話をする。）

- いじめられた児童生徒の心に寄り添い、無力感を取り除く。
- いじめの背景を考えた指導に努める。
- いじめを許さない学級風土を築くとともに、誰もが安心して生活できる学級づくりに努める。

(5) 養護教諭

- 保健室の機能を十分生かし、児童生徒の様々な訴えに対する心と体の両面への健康相談を行う。

(6) 学年集団

- 事実関係を再確認する。
- 学年会議等で情報交換し、共有を図る。
- 指導方法について協議する。
- 学級担任を支援し、チームとしての指導体制を構築する。

(7) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

- スクールカウンセラーは、児童生徒の心の相談にあたるとともに、学校における教育相談体制の充実に資する。また、スクールソーシャルワーカーは、児童生徒の置かれた環境への働きかけを行い、関係機関とのネットワークを構築する。

(8) スクールサポートチームの活用

- 学校だけでは対応しきれない生徒指導上の問題について、専門家を活用する。
- 管理職は、学校の実情により、積極的にスクールサポートチームを活用する。

スクールサポートチーム
 学校支援カウンセラー：臨床心理士
 学校支援ソーシャルワーカー：社会福祉士、
 精神保健福祉士
 いのちと心サポート相談員：校長 OB
 学校安全支援員：警察 OB
 スクールロイヤー：弁護士

(9) 関係機関との連携

- 関係機関とは、平常時から、できるだけ顔の見える関係づくりをしておく。
- 教育委員会に、報告・連絡・相談をする。
- 必要に応じて播磨東教育事務所、加古川警察署少年係、東播少年サポートセンター等へ協力依頼をする。

(10) 校種間・家庭・地域との連携

- 「学校園連携ユニット」を活用し、校種間連携及び家庭や地域との連携を図り、いじめに関する認識について共通理解をする。
- 学校運営協議会との連携を図り、また PTA 等と協力し、保護者会や地域の会合等を活用していじめの防止に関する学校の取組への理解や教育活動への支援を得る。
- 「地域のこどもは 地域で守り育てる」を合言葉に、地域総がかりの教育を推進する。

5 インターネット上のいじめへの対応

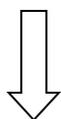
(1) インターネット上のいじめとは

- スマートフォン・携帯電話やパソコン等を利用して、特定のこどもの悪口や誹謗・中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、動画共有サイトに投稿したりするなどの方法により、いじめを行うこと。

ネット上のいじめは、名誉棄損罪や侮辱罪等に該当する可能性があります。警察が犯罪行為と判断すれば、掲示板等の利用記録を照会することができ、そこから個人が追跡されます。

(2) インターネット上のいじめ対応の流れ

書き込み内容の確認



誹謗・中傷等の書き込みの相談が、児童生徒や保護者からあった場合、その内容を確認し、内容や書き込み時間、掲示板等の URL を保存・記録し、状況証拠を残す。

関係機関等への連絡



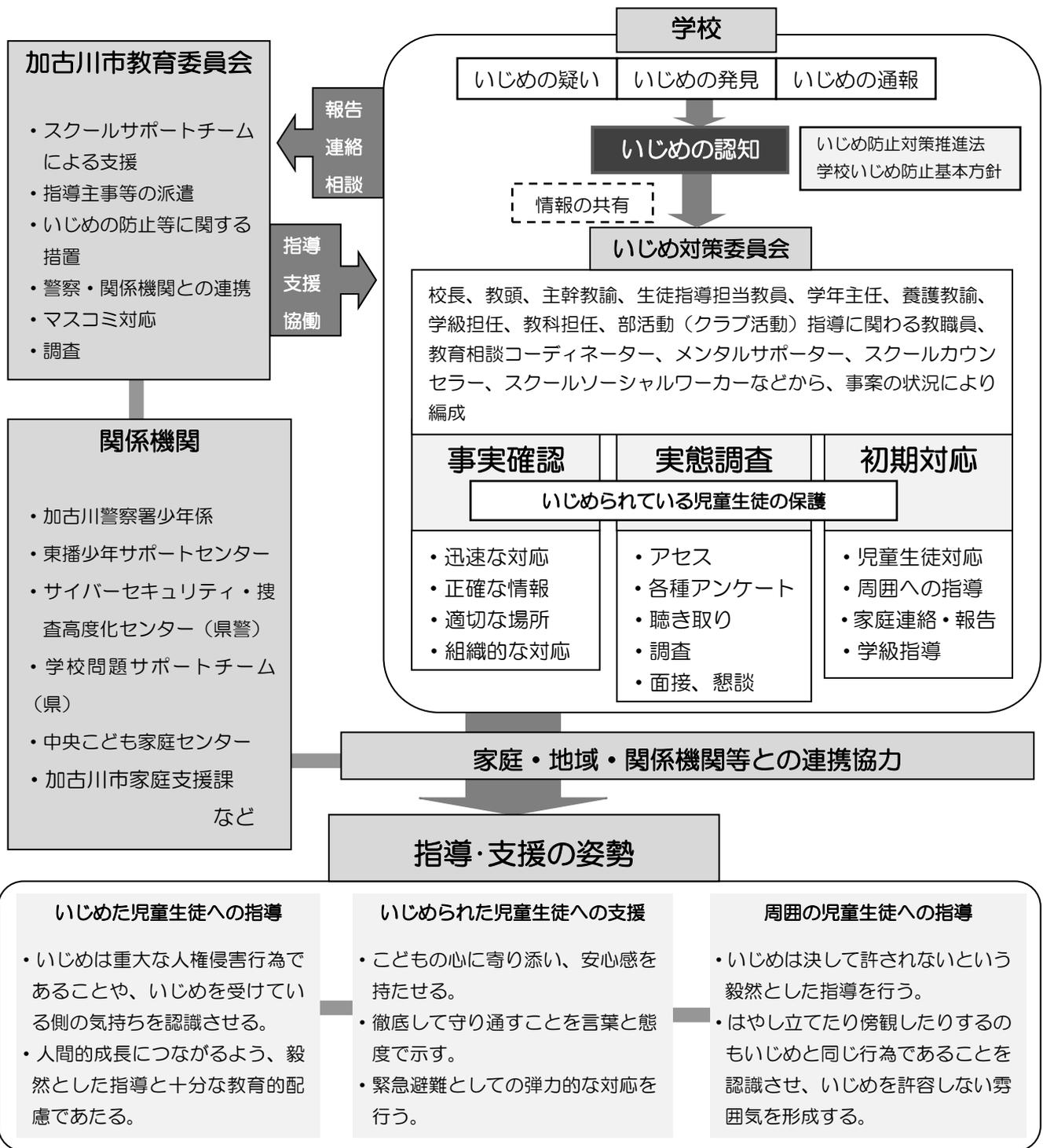
速やかに教育委員会（少年愛護センター）へ連絡し、今後の対応を協議する。
※内容により警察との連携を図りながら対応する。

こどものスマートフォン・携帯電話やパソコン等を第一義的に管理している保護者との連携が不可欠です。

(3) 情報モラル教育の推進

- 警察等関係機関と連携したインターネットトラブル防止講座を実施する。
- 民間と連携した情報モラル研修会等の開催を検討する。

6 いじめの対応フローチャート



「いじめをしない させない ゆるさない！」学級・学校づくり

7 重大事態への対応

(1) いじめの重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項

- 生命・心身・財産重大事態（1 号事案）
いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 不登校重大事態（2 号事案）
いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) いじめの重大事態の取扱い

- 重大事態の取扱いについては、以下の事項を徹底
 - ・ 事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
 - ・ 対象児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。
※必要に応じていじめ重大事態に係る申立様式（P42）を活用する。
 - これまで各教育委員会等で重大事態と扱った事例 ※いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（改訂版）より
 - ・ 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
 - ・ リストカットなどの自傷行為を行った。
 - ・ 暴行を受け、骨折した。
 - ・ 投げ飛ばされ脳震盪となった。
 - ・ 殴られて歯が折れた。
 - ・ カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバックを盾にしたため刺されなかった。
※
 - ・ 心的外傷後ストレス障害と診断された。
 - ・ 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
 - ・ 多くの生徒の前でスボンと下着を脱がされ裸にされた。※
 - ・ わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※
 - ・ 複数の生徒から金銭を強要され、総額 1 万円を渡した。
 - ・ スマートフォンを水に浸けられ壊された。
 - ・ 欠席が続き（重大事態の目安である 30 日には達していない）当該学校へは復帰ができないと判断し、転学した。
- ※の事例については、通常このようないじめの行為があれば、児童生徒が心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉えた。

(3) 調査の主体の判断

学校の設置者（教育委員会）が、重大事態の調査主体を判断する。調査主体は学校か設置者であり、特に次の場合は設置者自らが調査を行う。

- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合 等

(4) 調査を実施する際の基本的認識

調査実施前に、対象児童生徒・保護者に対して以下の事項について説明する。

※いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（改訂版）より

＜重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項＞

① 重大事態の別・根拠

- ・ 1号重大事態、2号重大事態のいずれに該当するののかということや法に基づき、調査を行うことになることなど、根拠を示しながら説明する。
- ・ 学校の設置者又は学校が重大事態として認めた時期や、地方公共団体の長等への発生報告を行っていることを説明する。

② 調査の目的

- ・ 重大事態の調査は民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明する。
- ・ その際、関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されることについて触れる。

③ 調査組織の構成に関する意向の確認

- ・ 調査組織の構成については公平性・中立性が確保されるよう人選等を行う必要があることについて説明した上で、対象児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうか確認する。
- ・ 職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、対象児童生徒・保護者の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任するものについては第三者性が確保されることが考えられること、職能団体等における推薦の手続きには時間を要することに触れる。
- ・ 対象児童生徒・保護者が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦を依頼することを説明する。

④ 調査事項の確認

- ・ 調査主体側で把握している事案と対象児童生徒・保護者が認識している事案に齟齬がある可能性もあることから、調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について確認を行う。
- ・ 児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは重大事態への対処、

再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景及び家庭での状況も調査することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合があることについて説明し、理解を求める。

⑤ 調査方法や調査対象者についての確認

- 対象児童生徒・保護者から調査方法について要望があるか確認を行う。また、実際に聴き取り等を行う対象者等についても要望がある可能性があることから、この時点で確認を行う。ただし、調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについても触れる。
- 事実関係を可能な限り明らかにするためには多くの情報を集める必要があるものの、対象児童生徒・保護者が関係児童生徒等への聴き取り等をやめてほしいと訴えている場合には、関係児童生徒への聴き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童生徒・保護者が納得できる方法で行うことができる旨を説明し、調査方法や対象について要望を聴き取る。
- その際、関係児童生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることを必要に応じて伝える。

⑥ 窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

- 対象児童生徒・保護者との窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明する。

<調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項>

① 調査の根拠、目的

- 調査の根拠、目的について説明する。

② 調査組織の構成

- 調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介する。特に職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れながら説明を行い、公平性・中立性が確保された組織であることを説明する。必要に応じて、職能団体からも、当該人物の専門性等の推薦理由を提出してもらうことも考えられる。

③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

- 対象児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示す。
- 実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることも伝える。
- そのため、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、予め対象児童生徒・保護者に対して説明する。

※経過報告に係る詳細な記載は「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（改訂版）」第8章第2節（6）を参照

④ 調査事項・調査対象

- 重大事態の調査において、どのような事項（対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員等の範囲）に調査するのかについて、対象児童生徒・保護者に対して説明する。
- なお、調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、その場合には臨機応変に対応していくことも説明する。

- また、調査組織が、第三者委員会の場合等に、調査事項や調査対象を第三者委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行う。
 - 調査組織の判断の下で、児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象児童生徒・保護者に対して説明し、必要に応じて協力を求める。
- ⑤ **調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）**
- 重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を、対象児童生徒・保護者に対して説明する。
 - その際、事前に説明を行った段階で対象児童生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明を行う。
- ⑥ **調査結果の提供**
- 法第28条第2項に基づいて対象児童生徒・保護者には調査結果の説明を行うことが求められており、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて、予め説明を行う。
 - また、調査の過程で、収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについても説明を行う。
 - 関係児童生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことも必要であり、予め対象児童生徒・保護者に説明する。
 - なお、調査の過程で収集した聴き取りの結果やアンケートに調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明する。
 - 例えば、アンケートの結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の個人が特定されないような配慮を行う必要があり、提供の希望がある場合にはそのような対応をとることについて説明する。
 - 公表についても、学校設置者等として公表に当たっての方針があれば、説明を行うとともに、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明する。
 - 調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則等に基づき行うことに触れ、文書の保存期間を説明する。 ※5年が望ましい。
- ⑦ **調査終了後の対応**
- 法に基づいて、調査結果は地方公共団体の長等に報告を行うことを説明する。
 - 重大事態調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明する。
 - 万が一、事前に確認した調査事項について調査がされておらず、地方公共団体の長等が、十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行することを説明する。
 - 調査報告書について意見等があれば地方公共団体の長等に対する所見書を提出することができることを説明する。

調査を実施するに当たり、上記の事項について、関係児童生徒・保護者に対しても説明を行うこと。その際、関係児童生徒・保護者からも、調査に関する意見を適切に聞き取ること。

また、重大事態については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（改訂版）のチェックリスト」や「いじめ重大事態に係る申立様式」を活用し、きめ細やかな対応を行うこと。

(5) 対応例

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

発生に関する報告を提出（教育委員会等を通じて国へ）

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

法第28条

※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

法第28条

※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。

※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。

※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

調査の開始に関する報告を提出（教育委員会等を通じて国へ）

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

法第28条第2項

※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。

※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

法第30条

※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

調査報告書を提出（教育委員会等を通じて国へ）

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

いじめの防止等に関する普及啓発協議会資料（文部科学省より）

設置者用

重大事態対応フロー図 学校からいじめの報告

- 必要に応じ、学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は報告事案について設置者自ら必要な調査を行う

学校から重大事態発生時の報告→地方公共団体の長等への報告

【重大事態】

- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

発生に関する報告を提出(県教育委員会を通じて国へ)

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合 ⇒ **設置者において調査を実施**

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の下に、重大事態の調査組織を設置

法第28条

- ※ 組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 公立学校について、設置者が調査主体となる場合、第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることが望ましい(この機関は平時からの設置が望ましい)。

こども家庭庁いじめ調査アドバイザーの事業の活用可能

調査の開始に関する報告を提出(県教育委員会を通じて国へ)

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

法第28条

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

法第28条第2項

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を忘るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を地方公共団体の長等に報告

法第30条

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

調査報告書を提出(県教育委員会を通じて国へ)

● 調査結果を踏まえた必要な措置

- ※ 例えば、指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等

学校が調査主体の場合

● 学校への必要な指導及び支援、地方公共団体の長等に報告

法第28条第3項
法第30条

- ※ 調査を実施する学校に対して必要な指導、また人的措置も含めた適切な支援を行う。また、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する調査結果の情報の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。
- ※ 学校からの調査結果の報告を受け、地方公共団体の長等に報告する。

調査報告書を提出(県教育委員会を通じて国へ)

地方公共団体の長等が再調査を行う場合

● 調査主体の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

再調査の開始・調査報告書を提出(県教育委員会を通じて国へ)

いじめの防止等に関する普及啓発協議会資料(文部科学省より)

<背景にいじめの可能性がある「自殺又は自殺が疑われる死亡事案」発生時の対応>

事 案 発 生

①学校は教育委員会へ報告 ②教育委員会は学校へ指導・支援、地方公共団体の長へ発生報告

数日以内の緊急対応

「基本調査（情報収集と整理）」の実施（必須） * 調査主体は（教育委員会の指導・支援のもと）学校を想定
（遺族との関わり・関係機関との協力等）遺族の心情に配慮し関係性を構築 関係機関との情報共有
（指導記録等の確認）日常の指導記録の蓄積 連絡帳・生活ノート・教科書・メモ・プリント類の集約・確認・保管
いじめアンケートの再確認
〈全教職員及び関係児童生徒からの聴き取り〉原則3日以内に

※学校及び教育委員会は、基本調査の経過及び整理した情報等について適切に遺族に説明する。最初の説明は、調査着手からできるだけ1週間以内を目安に行う。

①学校は教育委員会へ基本調査の報告 ②今後の調査について遺族の意向の確認
③必要に応じてストレスを感じている教職員や児童生徒へのカウンセリングを実施

調査組織の設置（調査組織は「附属機関」に相当）※原則、教育委員会が調査主体

◆外部専門家が参画した調査組織（第三者委員会）◆

・調査組織の構成については職能団体（弁護士会・臨床心理士会・医師会等）や学会等からの推薦により公正・中立を確保するように努める。

※教育委員会または当該校は、調査組織による調査実施やその委員についても情報提供を行い、説明する。

調査組織による「詳細調査」を実施 ※教育委員会及び当該校は全面的な調査協力

※教育委員会または当該校は、調査に当たって遺族への丁寧な対応をする。
（調査目的・主体・方法・期間・公表等の説明、進捗状況の報告、報告書への意見添付の可否 等）

※調査期間は概ね半年から1年間を想定

調 査 報 告

①調査組織 ⇒ ②教育委員会 ⇒ ③遺族への情報提供・説明（希望により意見書の添付）⇒
④地方公共団体の長へ調査報告 ⇒ ⑤公表

※公表は特段の支障がない限り行う ※教育委員会は自殺予防・再発防止に向けた取組等の検討
※当該校は調査内容を資料とともに保存
※実態調査票については、平成29年以降、文部科学省からの提出依頼はありません。再開の際は別途連絡します。

地方公共団体の長の判断により「再調査」の実施 ※調査主体は市町長又は知事部局

※ 参 考 資 料

「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」	（平成26年7月文部科学省）
「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」	（平成22年3月文部科学省）
「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」	（平成21年3月文部科学省）
「高校生等の自殺予防対策に関する委員会報告書」	（平成26年3月兵庫県教育委員会）

(6) 不登校重大事態への対応

<不登校重大事態（2号事案）への対応>

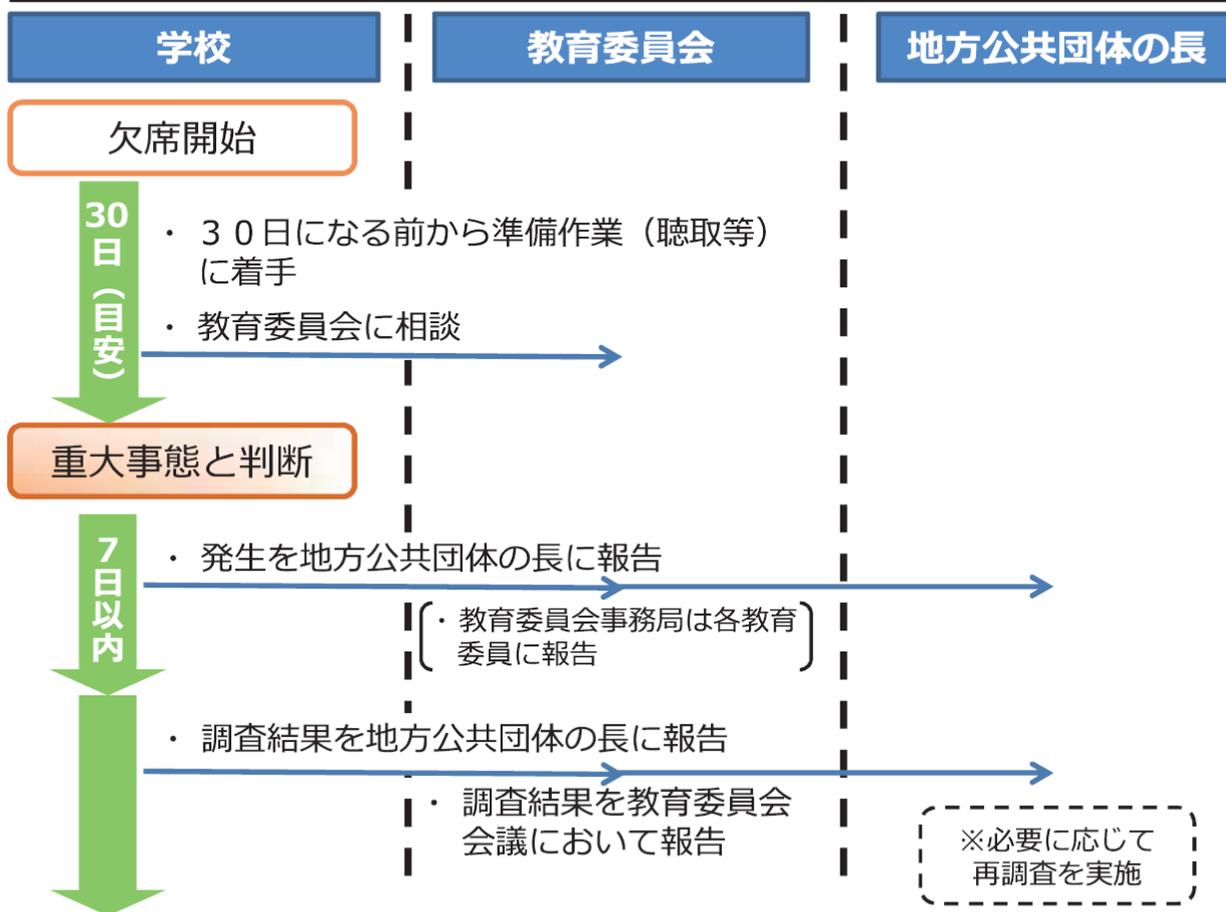
○いじめ防止対策推進法

（学校の設置者又はその設置する学校による対応）

第28条第1項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止に資するため、速やかに、（略）組織を設け、（略）当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 （略）

二 いじめにより当該学校に在席する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。



○児童生徒の学校復帰への支援と再発防止が主な目的

○重大事態の目安である欠席30日になる前から、教育委員会等に相談しつつ、児童生徒への聴取に着手

○学校での調査が原則（事案によっては教育委員会による調査も可）

○「児童生徒理解・教育支援シート」を活用して支援

○対象児童生徒とその保護者へ情報提供。いじめをした児童生徒とその保護者へも情報提供し、家庭と連携して指導

不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省）より

【国】様式1

事案整理番号については、教育委員会で事案発生順に加古川〇1⇒加古川〇2と番号をつけるため、「空白」でご提出をお願いします。

いじめ重大事態の発生に関する報告について

(1) 地方公共団体の長等に報告した日

※ 市教育委員会で記入します。

(2) 児童生徒に関する情報（重大事態発生時）

学校名	加古川市立〇〇小学校				
学年	5年	性別	男	年齢	11歳

重大事態の被害者である児童生徒について記載ください。
複数名いる場合は児童生徒ごとに様式を分けて作成ください。

※所属する学校・学年が重大事態発生時と異なる場合（現在）

学校名	学校	学年	年
-----	----	----	---

(3) 学校の概要（重大事態発生時）

児童生徒数	700人	学級数	20学級	教職員数	40人
-------	------	-----	------	------	-----

児童生徒や関係者等特定の個人の氏名は記載しないでください。

(4) いじめ重大事態の概要・経緯など

1号事案 2号事案 1号事案かつ2号事案 ※該当するものにチェック

【記載例】

- ・令和7年6月28日に対象児童A保護者から、対象児童Aが関係児童Bと関係児童Cから嫌がらせをされて登校できなくなったと報告を受けた。
- ・対象児童A、関係児童Bと関係児童Cから事実確認と指導、それぞれの保護者連絡を行ったが、対象児童Aとその保護者の理解が得られなかった。
- ・今も対象児童Aの欠席が続いている。

現時点で把握している概要・経緯を時系列で記載ください。

- (5) 当該児童生徒・保護者に関すること（学校生活、家庭環境、健康状況、重大事態発生時から月日が経っている場合は現在の状況など）

【記載例】

(対象児童A)

- ・家庭環境は、父、母、本人の3人家族である。
- ・非常に真面目な性格であり、学業成績も優秀であった。
- ・明るく優しい性格あり、誰とでも気さくに話す児童であった。
- ・保護者と学校とは日頃から情報共有ができていた。

(関係する児童)

- ・関係児童Bと関係児童Cは、「遊びのつもりであった」と話しており、謝罪したいと思っている。

児童生徒や関係者等特定の個人の氏名は記載しないでください。その他の児童生徒や関係者等に関する情報についても事案の性質上必要な範囲で事実のみを記載するようご注意ください。

- (6) 学校や学校の設置者等における重大事態の対応について
(学校や学校の設置者等の取組に加えて、総合教育会議の活用等、首長部局等の関係部局その他関係機関との連携予定、連携状況などがあれば合わせて記載すること。)

記載例】

- ・令和7年6月29日に、教職員へ周知し、「いじめ対策委員会」を設置し、対象児童Aと関係児童Bと関係児童C、それぞれの保護者への対応を協議した。
- ・市教育委員会とも連携し、対応について協議をしていく予定。
- ・今後、第三者を交えての調査を実施するため、弁護士等とも連携をしていく予定。

- (7) 特に相談したい事項について（文部科学省に相談したい事項があれば記載）

--

- (8) 市町組合教育委員会担当者

課名			
名前		連絡先	(電話)

いじめ重大事態調査の開始に関する報告について

- (1) 重大事態調査の開始日（重大事態調査委員会の初回開催日）

令和7年7月18日

- (2) 重大事態調査の調査主体 ※該当する方にチェック

学校

学校の設置者

- (3) いじめ重大事態調査について

児童生徒や関係者等特定の個人の氏名は記載しないでください。

- ① 調査委員の構成状況（調査委員の肩書きや人数など）

【記載例】

学校調査組織（学校いじめ対策委員会）に弁護士1名、臨床心理士1名

- ② 調査終了目途

【記載例】

令和7年10月頃、終了予定。

- ③ 被害児童生徒保護者や関係児童生徒保護者への調査に関する説明状況
（被害児童生徒保護者が調査に関してどのように受け止めているのかなどあれば合わせて記載）

【記載例】

対象児童A保護者と関係児童Bと関係児童Cの保護者に対して、調査目的、調査主体、調査機関、調査事項、調査方法、結果の取り扱いについて説明済み。なお、対象児童A保護者より調査主体に第三者を加えて中立・公平に調べてほしいという要望があった。

- ④ その他

- (4) 特に相談したい事項について（文部科学省に相談したい事項があれば記載）

- (5) 市町組合教育委員会担当者

課名		連絡先	(電話)
名前			

いじめ防止対策 評価検証チェックポイント

(1) 未然防止への取組

- いじめが起きにくい学校、学年、学級、部活動の風土をつくること、いじめの未然防止につながるということを、毎学期、教職員で共通理解しているか。
- すべての児童生徒が活躍する場面をつくりだすことが「いじめに向かわない児童生徒」の育成につながることを全教職員が共通理解しているか。
- 児童生徒が主体的に自己を成長させる過程を支援する「居場所づくり」を意図的・計画的に行い、絆づくりを育んでいるか。
- 児童生徒が互いに支え合う体験的な場면을意図的・計画的に設定しているか。
- 自己有用感を育む視点が、教育活動に生かされているか。
- ピア・サポートの活動が取り入れられた実践が行われているか。
- 児童生徒がいじめ防止に向けた取組を主体的に考え、校内で継続した取組を行っているか。
- 心の絆プロジェクトの活動が、全校生の自主的な活動として反映されているか。
- ユニット活動の意図を明確にして実施しているか。
- 命や人権の問題について、児童生徒自らの問題として体験的・共感的に学ぶ工夫をしているか。
- いじめに関する内容を含め、「考え、議論する道徳」への質的転換がなされているか。
- 授業参観等を通して、保護者も含めた、いじめ防止への取組は行われているか。
- 家庭、地域への積極的な情報提供と双方向的な情報共有により、いじめの未然防止のための連携を図っているか。
- 啓発チラシ等を有効活用しているか。
- ホームページや学校だより等を通して積極的な情報発信はできているか。

(2) 早期発見・早期対応への取組

- 「アセス・ハンドブック」に基づいたアンケートの実施ができているか。
- アンケート実施後、学年等で検討会を実施し、フィードバックしているか。
- 要支援領域の子どもには、スクールカウンセラー等の専門家も入れたチーム支援が実施されているか。
- 「学校生活適応推進研修会」及び「いじめに関する研修会」等に参加した教職員から、内容についてのフィードバックはされているか。
- 要支援領域の子どもについての情報共有の仕組みが確立されているか。
- 「心の相談アンケート」を有効活用しているか。
- 教育相談コーディネーターをリーダーとした教育相談は全学年で実践されているか。
- カウンセリングマインドによる教育相談が行われるよう、共通理解ができているか。
- リーフレットを活用した、発達段階に応じた自殺予防教育は行われているか。
- 教育相談を行える環境は整っているか。
- 保護者との信頼を築くため、学級担任は工夫した取組を行っているか。

- 保護者の協力も得ながら、こどものSOSのサインを見つけようとしているか。
- いじめの定義や構造についての理解は共通認識されているか。
- いじめ防止に関する研修を受けることにより、教職員の資質向上に努めているか。
- 校内研修は積極的に行われているか。
- 教職員に「きょうしつ」や「TALKの原則」の考え方は浸透しているか。
- 共通認識のもと、いじめの積極的認知は行われているか。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを有効活用した児童生徒支援は行われているか。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる教職員研修は行われているか。
- 一部の教職員で抱え込むことなく、ケース会議等を通して、組織的な対応が図れているか。
- 登校しづらい児童生徒への支援は適切に行われているか。
- 養護教諭との連携は図られているか。

(3) 関係機関との連携を強化した取組

- 学校だけでは対応しきれない問題等に関して、関係機関と連携した対応は行われているか。

(4) 推進体制・検証体制を整える取組

- 普段から教職員間で情報共有し、助け合える関係を醸成しているか。
- 組織対応するための体制が整備され、機能しているか。
- 「いじめ対応委員会」について、様々な機会を通じて周知しているか。
- 学期ごとに対策を検証する仕組みが機能しているか。

いじめの早期発見のためのチェックポイント

(1) 登下校

- 集団から離れて登下校している。
- 早退や一人で登下校することが増える。
- 他の子のかばんなどを所持されている。

(2) 授業前

- 体調がすぐれないということをよく訴える。
- 落ち着きがない。
- 学習意欲が減退し、忘れ物が多くなる。
- 一人だけ遅れて教室に入る。
- 机、教科書、ノートなどが汚されていたり、落書きされていたりする。
- 涙を流した跡がある。
- 周囲がざわついている。
- 席を替えられている。

(3) 授業中

- 発言を冷やかされたり、やじられたり、笑われたりして、みんなの笑いものにされる。
- グループ分けで孤立しがちである。
- おどおどして発表をためらったり、うつむいたりしている。
- たびたびトイレや保健室に行きたがる。
- 頭痛や腹痛を頻繁に訴える。
- 席替えなどで特定の児童生徒の隣や、同じ班になることを嫌がる。
- 机を寄せる際に、机同士を引っ付けようとならない。
- ふざけた雰囲気の中で、学級委員や班長などに選ばれる。

(4) 休み時間

- 遊びの中で孤立しがちであり、一人でいることが多い。
- 用もないのに、職員室や保健室に出入りすることが多い。
- ドッジボールなどで、集中してボールを当てられる。
- 遊び道具の片付けをさせられている。
- 必要以上に、教職員に話しかけてくる。
- 所属グループがよく変わる。

(5) 給食時

- 配膳や後片付けで、避けられている。
- 食べ物にいたずらされることがある。
- 給食を残したり、食欲がなくなったりしている。

- いつも後片付けをしている。
- 当番のとき、仕事を押し付けられてやらされている。

(6) 清掃時間

- 仕事を押し付けられ、やらされている。
- 一人だけ離れた場所で掃除をしている。
- いつも後片付けをしている。
- 特定の児童生徒の机やイスだけが、取り残されている。

(7) 放課後

- 衣服が不自然に汚れていたり、ぬれていたりする。
- 用もないのに残っている日がある。
- 職員室の周りをうろうろしている。
- 靴などが無くなってしまうことがある。
- 帰りの会に配布したプリント類が渡らないことがある。
- 「一日の反省」で、特定の児童生徒だけが追及される。
- 教師が近づくと、集団が黙り込んだり分散したりする。

(8) 部活動

- 一人で準備や片付けをやらされている。
- 特定の子だけが上級生や同級生から鍛えられ、失敗すると笑いものになる。
- 練習の相手をしてもらえない。
- 活動とは関係ないと思われるケガが見られる。
- 部活動を辞めたいと言ってくる。
- 欠席が増えてくる。
- 体の不調をよく訴えたり、遅れてきたりすることが多くなる。

(9) その他

- SNSなどに、個人を誹謗中傷する書き込みの情報、噂がある。
- ネット上に、悪質な書き込みをされる。
- 黒板、トイレ、廊下の壁などに、個人に関する落書きがある。
- 個人の掲示作品や写真に落書きをされたり、傷つけられたりしている。
- 視線を合わせようとならない。
- 日記、作文、絵画、ノートの記事などに、気にかかる表現や描写が表れる。
- ケガの状況と、本人が言う理由が一致しない。
- 持ち物や体に触れるのを嫌がられる。
- 不必要なお金を持ったり、友だちにおごったりする。
- 使い走りをさせられている。
- 成績が突然下がる。
- あだ名で呼ばれる。
- いじめアンケートを提出しない。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え（p 6～7 参照）

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	<input type="checkbox"/>
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	<input type="checkbox"/>
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対応の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	<input type="checkbox"/>
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	<input type="checkbox"/>
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	<input type="checkbox"/>
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>

●学校の設置者における平時からの備え（p7～8参照）

チェックポイント	チェック
設置する学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行う体制を整えている。	□
重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行う体制を整えている。	□
保護者との情報共有が必要な場合には、学校の設置者が直接説明・調整を行う体制を整えている。	□
学校から重大事態の判断について相談を受けた際に学校の設置者として、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られる体制を整えている。	□
各地域におけるいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、平時から各地方公共団体の首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速につなげられる体制を整えている。	□
重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示している。	□
重大事態が発生した場合、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する体制を整えている。	□
職能団体等との連携について	
重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、各地方公共団体の首長部局とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体や大学、学会等との連携体制を構築している。	□
職能団体や大学、学会等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、報酬等に要する予算を確保するなどの準備を行っている。	□
<p>【公立学校の場合】</p> 職能団体等との連携について、特に都道府県教育委員会にあっては、域内の市区町村教育委員会が重大事態調査の実施に当たって適切な人材を確保できない場合を想定して、職能団体等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、域内の市区町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、連携する体制を整えている。	□
<p>【国公立大学附属学校及び私立学校の場合】</p> 単独で職能団体等と連携して調査委員候補者の名簿を作成することが難しい場合も想定されることから、学校が所在する地方公共団体や所轄庁に支援を求め、職能団体等を通じた委員候補者の推薦手順や重大事態調査に係る知見を求めることができる関係性を構築している。	□

【チェックリスト②】重大事態発生時の対応

●重大事態の発生報告（p16～17参照）

チェックポイント		チェック	日付
【公立学校】重大事態の発生報告			
地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。 ・公立学校は、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を經由して当該地方公共団体の長		<input type="checkbox"/>	
報告内容	学校名	<input type="checkbox"/>	/
	対象児童生徒の氏名、学年等	<input type="checkbox"/>	
	報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係を記載すること	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
教育委員会事務局から教育長はもとより教育委員にも重大事態が発生した旨を説明した。 ※重大事態としての対応が始まった後も必要に応じて教育委員会会議において進捗状況等を報告する。		<input type="checkbox"/>	
文部科学省に対して重大事態の発生報告を行った。		<input type="checkbox"/>	
【公立学校以外】重大事態の発生報告			
地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。 ・国立大学の附属学校は、当該国立大学法人の学長又は理事長を經由して文部科学大臣 ・公立大学の附属学校は、当該公立大学法人の学長又は理事長を經由して当該公立大学法人を設置する地方公共団体の長 ・私立学校は、当該学校の設置者を經由して当該学校を所轄する都道府県知事 ・学校設置会社が設置する学校は、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を經由して認定地方公共団体の長		<input type="checkbox"/>	
報告内容	学校名	<input type="checkbox"/>	/
	対象児童生徒の氏名、学年等	<input type="checkbox"/>	
	報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
法人本部において情報を共有し、理事会等を通じて役員にも事案の共有を行い、進捗報告・必要な協議を行った。		<input type="checkbox"/>	
文部科学省に対して重大事態の発生報告を行った。		<input type="checkbox"/>	

●重大事態発生時の初動対応

◆資料の収集・保存（p18参照）

チェックポイント		チェック	日付
重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理した。		<input type="checkbox"/>	
資料例	学校が定期的実施しているアンケート	<input type="checkbox"/>	/
	教育相談の記録	<input type="checkbox"/>	
	これまでのいじめの通報や面談の記録	<input type="checkbox"/>	
	学校いじめ対策組織等における会議の議事録	<input type="checkbox"/>	
	学校としてどのような対応を行ったかの記録	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
学校の設置者又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めている。		<input type="checkbox"/>	
再調査に向けた具体的な動きがある場合に備え、適宜保存期間を延長するなどの手続きを経るための準備ができています。		<input type="checkbox"/>	

◆報道等への対応（p19参照）

チェックポイント	チェック	日付
報道対応の担当者（基本的には校長や教頭等の管理職）を決めて、正確で一貫した対応を行う体制を整えた。	<input type="checkbox"/>	

【チェックリスト③】対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

●事前説明等を行うに当たっての準備

◆説明の準備（p25参照）

チェックポイント	チェック	日付
対象児童生徒・保護者等に対する説明に当たり、調査主体において説明事項の整理・確認、説明者の検討を行った。	<input type="checkbox"/>	
どのような内容を説明するのか、予め対象児童生徒・保護者から同意を得るもの、考えを伺うものなどを整理した。	<input type="checkbox"/>	
説明時の説明者、説明者の補佐、記録者などの役割を決定した。	<input type="checkbox"/>	
説明時の録音の有無を確認した。	<input type="checkbox"/>	
説明の場の設定や説明者の人数等を決定した。	<input type="checkbox"/>	

●対象児童生徒・保護者に対する事前説明

説明日：

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

【重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】（p26～27参照）

チェックポイント	チェック
①重大事態の別・根拠	
法で定義されている重大事態について説明した。 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（以下1号重大事態）。 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（以下2号重大事態）。	<input type="checkbox"/>
1号重大事態、2号重大事態のいずれに該当するのかということや法に基づき、調査を行うこととなることなど、根拠を示しながら説明した。	<input type="checkbox"/>
重大事態として認めた時期について説明した。	<input type="checkbox"/>
地方公共団体の長等に対し、発生報告を行っていることを説明した。	<input type="checkbox"/>
②調査の目的	
本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
本調査は、関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
③調査組織の構成に関する意向の確認	
調査組織の構成については公平性・中立性が確保されるよう人選等を行う必要があることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうかを確認した。	<input type="checkbox"/>
職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、対象児童生徒・保護者の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保されると考えられること、職能団体等における推薦の手続きには時間を要することについて説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦を依頼することについて説明した。	<input type="checkbox"/>
④調査事項の確認	
調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について確認した。	<input type="checkbox"/>
児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは重大事態への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景及び家庭での状況も調査することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合が	<input type="checkbox"/>

あることについて説明し、理解を求めた。	
⑤調査方法や調査対象者についての確認	
調査方法について要望があるか確認した。	<input type="checkbox"/>
実際に聴き取り等を行う対象者等についても要望がある可能性があることから、この時点で確認した。	<input type="checkbox"/>
調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者が関係児童生徒等への聴き取り等をやめてほしいと訴えている場合には、関係児童生徒への聴き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童生徒・保護者が納得できる方法で行うことができる旨を説明するとともに、調査方法や対象について要望を聴き取った。	<input type="checkbox"/>
関係児童生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
⑥窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介	
窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明した。	<input type="checkbox"/>
※その他	
独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請について説明を行った。	<input type="checkbox"/>

説明日：

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】(p27~29参照)

チェックポイント	チェック
①調査の根拠、目的	
調査の根拠、目的について説明した。	<input type="checkbox"/>
②調査組織の構成	
調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介した。	<input type="checkbox"/>
職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れながら説明を行い、公平性・中立性が確保された組織であることを説明した。	<input type="checkbox"/>
③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）	
対象児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示した。	<input type="checkbox"/>
実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることを説明した。	<input type="checkbox"/>
定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
④調査事項・調査対象	
重大事態の調査において、どのような事項（対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員等の範囲）に調査するのかについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査組織が、第三者委員会の場合等に、調査事項や調査対象を第三者委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査組織の判断の下で、児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象児童生徒・保護者に対して説明するとともに、	<input type="checkbox"/>

必要に応じて協力を求めた。	
⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）	
重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を説明した。	<input type="checkbox"/>
事前に説明を行った段階で対象児童生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明した。	<input type="checkbox"/>
⑥調査結果の提供	
法第 28 条第 2 項に基づいて、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについて説明した。	<input type="checkbox"/>
関係児童生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査の過程で収集した聴き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	<input type="checkbox"/>
例えば、アンケートの結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の個人が特定されないような配慮を行う必要があり、提供の希望がある場合にはそのような対応をとることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
公表について、学校の設置者等として公表に当たっての方針があれば、説明を行うとともに、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則等に基づき行うことや、文書の保存期間を説明した。	<input type="checkbox"/>
⑦調査終了後の対応	
法に基づいて、調査結果は地方公共団体の長等に報告を行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
重大事態調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明した。	<input type="checkbox"/>
万が一、事前に確認した調査事項について調査がされておらず、地方公共団体の長等が、十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行することを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査報告書について意見等があれば地方公共団体の長等に対する所見書を提出することができることを説明した。	<input type="checkbox"/>

◆対象児童生徒・保護者への説明に当たっての留意事項（p29参照）

チェックポイント	チェック	日付
重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある場合		
外部に説明する内容を事前に伝えた。	<input type="checkbox"/>	
公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解を得た。	<input type="checkbox"/>	
自殺事案の場合		
自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解を得た。 ※遺族が自殺であると伝えることを了解されなかった場合や自殺と異なる死因を説明するよう求められた場合であっても、学校が“嘘をつく”と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行わなければならない（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない）。	<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒から直接事情を聴く等のやり取りができない場合		
保護者を通じて家庭において確認するよう依頼した。	<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒・保護者と連絡や連携が取れない場合		
適当な者（例えば、調査主体側では対象児童生徒・保護者と信頼関係の構築	<input type="checkbox"/>	

ができていない教師あるいはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、対象児童生徒側では親族又は弁護士等を想定)を代理として立てるなどの対応を行った。		
--	--	--

◆対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合 (p30参照)

チェックポイント	チェック	日付
対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明した。	<input type="checkbox"/>	

説明日：

●関係児童生徒・保護者に対する説明等 (p30参照)

チェックポイント	チェック
対象児童生徒・保護者に対する「【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】」について、関係児童生徒・保護者に対しても説明した。	<input type="checkbox"/>
調査に関する意見を聴き取った。	<input type="checkbox"/>
調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行うことになることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
関係児童生徒・保護者がいじめ行為の事実関係を否定している場合	
調査への協力が得られるよう、本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、公平・中立に事案の事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることを丁寧に説明した。	<input type="checkbox"/>
関係児童生徒・保護者がいじめには当たらないと考えている場合	
法が定めるいじめの定義（法第2条第1項に定める定義）や法の趣旨（重大事態調査は疑いのある段階から調査を行い、早期に対処していくという趣旨）等について説明した。	<input type="checkbox"/>

【チェックリスト④】重大事態調査の進め方

●調査の進め方についての事前検討（p31参照）

チェックポイント		チェック	日付
調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図った。		<input type="checkbox"/>	
確認 ・ 検討 事項	調査の目的・趣旨	<input type="checkbox"/>	/
	調査すべき事案の特定、調査事項の確認	<input type="checkbox"/>	
	調査方法やスケジュール	<input type="checkbox"/>	
	調査に当たっての体制（第三者委員会と事務局の役割分担等）	<input type="checkbox"/>	
	調査結果の公表の有無、在り方	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
文部科学省に対して重大事態調査の開始について報告した。		<input type="checkbox"/>	

●調査の実施

◆調査全体の流れ（p31～32参照）

チェックポイント		チェック	日付
調査の進め方、スケジュールを調査組織において決定した。		<input type="checkbox"/>	
学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認をした。		<input type="checkbox"/>	
確認 した 事項	当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料	<input type="checkbox"/>	/
	学校いじめ防止基本方針	<input type="checkbox"/>	
	年間の指導計画	<input type="checkbox"/>	
	学校に設置される各委員会の議事録	<input type="checkbox"/>	
	過去のアンケート、面談記録	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒・保護者からの聴き取りを実施した。		<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒・保護者以外から聴き取りやアンケート調査等を実施した。		<input type="checkbox"/>	
実 施 し た 事 項	教職員からの聴き取り	<input type="checkbox"/>	
	関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査	<input type="checkbox"/>	
	学校以外の関係機関への聴き取り	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
事実関係を整理した。		<input type="checkbox"/>	
整理した事実関係を踏まえて評価し、再発防止策を検討した。		<input type="checkbox"/>	
報告書の作成、取りまとめをした。		<input type="checkbox"/>	

◆聴き取り調査・アンケート調査等における事前説明（p 32～33参照）

説明日：

チェックポイント	チェック
聴き取り（又はアンケート）調査は、重大事態調査の一環として行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
重大事態調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることが目的であることを説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取り内容・回答内容は、守秘義務が課された調査組織や調査主体の担当者でのみ共有することを説明した。	<input type="checkbox"/>
法に基づいて調査結果は対象児童生徒・保護者に提供するとともに、関係児童生徒・保護者等にも説明等を行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査報告書を公表することとなった場合には、個人情報保護法に基づいて個人名及び個人が識別できる情報は秘匿処理を行うとともに、人権やプライバシーにも配慮することを説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取り調査において、正確な記録を残すため録音機器等を活用する場合、録音機器の使用について同意を得るとともに調査以外では聴き取り内容を活用しないことなどを説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取り内容等についてみだりに他者に話さないよう協力を求めた。	<input type="checkbox"/>
事前説明を行った日時、場所、内容等についても記録を残した。	<input type="checkbox"/>

◆調査中の対象児童生徒・保護者への経過報告（p 34～35 参照）

説明日：

チェックポイント	チェック
調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査途中で新たな重要な事実が判明し、調査事項が増えた場合には、そのことを経過報告の中で説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童生徒・保護者に対して確認した。	<input type="checkbox"/>

【チェックリスト⑤】 調査結果の説明・公表

●対象児童生徒・保護者への調査結果の説明（p39～40参照）

説明日：

チェックポイント	チェック
調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供した。	<input type="checkbox"/>
資料に基づいて、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明した。	<input type="checkbox"/>
調査報告書に記載されたいじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要であり、その際、いじめを行った児童生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明した。 ※なお、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。	<input type="checkbox"/>
必要に応じて、個人情報保護法第 70 条に基づき、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めた。	<input type="checkbox"/>
重大事態調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等へ提出することが可能であることを説明した。	<input type="checkbox"/>
上記説明の際、意向の確認や提出する場合はいつ頃までに提出してほしいか目安等を示した。	<input type="checkbox"/>

●いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明（p40参照）

説明日：

チェックポイント	チェック
対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行った。	<input type="checkbox"/>
調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝えた。	<input type="checkbox"/>

●地方公共団体の長等への報告及び公表（p40・43参照）

チェックポイント	チェック	日付
法に基づいて地方公共団体の長等へ調査結果を説明した。	<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明した。	<input type="checkbox"/>	
文部科学省に対して重大事態報告書を提供した。	<input type="checkbox"/>	
公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして、公表を行うべきでない判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表を行った。	<input type="checkbox"/>	
公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認を行った。	<input type="checkbox"/>	

【別添資料2】

いじめ重大事態に係る申立様式

下記のとおり、いじめにより重大な被害が生じた疑いがあることを申し立てます。

1 申立日

令和 年 月 日

2 いじめを受けた児童生徒に関する情報

学 校 名		学 年	年
児童生徒氏名		保護者氏名	

3 いじめ重大事態の概要・経緯

(1) いじめ重大事態の種類（該当するもの全てにチェックしてください。）

1号重大事態

- 生命に重大な被害が生じた疑いがある
- 心身に重大な被害が生じた疑いがある
- 財産に重大な被害が生じた疑いがある

診断書の有無	有・無	(有の場合) 診断名	
警察への被害 届提出の有無	有・無	提出先 (警察署名)	

2号重大事態

- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある

欠席の状況	
-------	--

※欠席日数や時期等、分かる範囲で記入してください。

関係機関連絡先一覧

加古川市教育相談センター TEL 079-421-5484

加古川市少年愛護センター TEL 079-423-3848

東播少年サポートセンター TEL 079-454-3364

兵庫県加古川警察署 TEL 079-427-0110

兵庫県中央こども家庭センター TEL 078-923-9966

兵庫県警察本部サイバーセキュリティ・捜査高度化センター TEL 078-341-7441

子どもの人権110番（法務局） TEL 0120-007-110

その他の連絡先

() TEL - -

令和7年4月発行 加古川市教育委員会

〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000

電話 (079) 421-2000 (代)

編集 加古川市教育委員会 教育指導部 教育支援課